

## 安芸区民文化センター喫茶室運営事業者募集要項

### 1 趣旨

安芸区民文化センターにおいて、軽飲食を提供することで利用者等の利便性の向上を図るため、喫茶室の運営事業者を募集する。

### 2 喫茶室の概要

(1) 所在地

広島市安芸区船越南三丁目2番16号

(2) 設置場所

安芸区民文化センター 喫茶室（別紙1のとおり）

(3) 構造

鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地下1階地上5階建のうち1階部分の一部

(4) 面積

72.5㎡（厨房、倉庫等を含む）

(5) 設備等

カウンター、ガス設備（配管のみ）、シンク、給湯器、空調設備（個別対応可能）、照明設備等

### 3 運営期間

事業開始年度の3月31日までとしますが、本市と運営事業者の双方に異存がない場合には更新する場合があります。

### 4 応募方法等

(1) 出店希望者の募集

ア 申込方法：窓口又は電話

イ 申込場所：〒736-8501

広島市安芸区役所市民部地域起こし推進課

電話 082-821-4905（直通）

(2) 内覧会開催（現地確認）

申込方法：出店希望者の募集申込時に希望を確認し、日時の調整を行います。

(3) 応募申込書の提出

応募申込書の提出をもって出店候補者となります。

ア 提出方法：応募申込書一式を持参又は郵送により提出すること。

イ 受付時間：持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日、8月6日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く）

ウ 提出場所：前記4(1)イに同じ

(4) 審査及び運営事業者の選定

運営事業者の選定に当たっては、応募申込書を審査した上で、評価票（別紙2）に基づき評価を行い、最高の評価を得た提案者を運営事業者として選定します。

(5) 審査結果

審査結果は、審査後速やかに書面により通知する。また、審査結果に係る照会及び異議申立等は受理

しません。

(6) 行政財産使用許可申請書の提出

審査結果にて選定を受けた運営事業者は速やかに行政財産使用許可申請書を提出し、使用許可を受けること。

ア 提出方法：持参又は郵送により提出すること。

イ 受付時間：持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日、8月6日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く）

ウ 提出場所：前記4(1)イに同じ

## 5 運営条件

(1) 営業日営業時間

原則として区民文化センターの営業日営業時間内とする。

〔令和7年度時点の安芸区民文化センターの休館日は月曜日（休日及び8月6日に当たるときは開館）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）であり、開館時間は9時から21時である。〕

※安芸区民文化センターは他施設と合築施設であり、区民文化センターが休館日であっても他施設が空いている場合があり、区民文化センター部（施設部）を通行せずに喫茶室利用も可能な構造となっていることから管理上支障がないと判断できれば、年末年始を除いた休館日の営業を認める場合もある。営業時間についても施設の機械警備時間外である7時から22時の範囲内に入退室することを条件に同様とする。

(2) 営業内容

喫茶・軽食としての経営を行うものとし、飲食物等の外部からの取次ぎは行わないものとする。（公共施設での営業として適当かどうか判断する必要があり、提供物の種類、価格についてあらかじめ協議が必要となる。）

※営業目的を逸脱しない範囲での物品販売や加工品販売については、認める場合もある。

(3) 許可方法

安芸区地域起こし推進課へ、毎年、行政財産使用許可申請書を提出し許可を受ける。（継続して許可を受ける場合、許可期間満了2か月前までに申請する。）

(4) 備品

営業に必要なものは運営事業者が準備する。

(5) 内装加工等

使用許可を受けた施設、設備を加工する場合は、加工の承認（文書）を受けたうえで行うこととし、許可の取り消しや中断が生じたとき、不許可のまま工作物を設置したとき及び原状復旧を条件に工作物の設置許可を受けて設置したときは原状復旧義務を負う。（備品の設置や簡易な照明等の設置については、承認などは不要。）

(6) 駐車場

専用の駐車場は確保されない。惣菜の搬入やゴミの搬出は、他施設も含めて、施設の運営に支障のないような対応が必要である。（一般駐車場は地下にあるが、カード方式で用務先の施設でカード処理をしないと出庫できない。）

県道広島海田線から直接敷地内への車両進入はできない。

(7) 便所

喫茶室には便所がなく、区民文化センターや他施設の便所を利用する。（営業日、営業時間により利

用できない場合もある。)

区民文化センターの便所を利用する場合は、便所までの経路の清掃を行い、常に清潔に保たなければならない。

(8) 経営上の配慮

公共施設内での営業ということを配慮し、施設の管理運営に協力する。

(例：過度の広告、宣伝は控える。施設の電気点検による停電、消防訓練などへの協力)

(施設のイベントや施設利用者の活動内容によって、喫茶経営に影響を与えることもある。)

(9) 営業許可

営業に必要な各種法令に基づく許認可については、運営事業者が全て受ける。

(10) その他の条件

ア 使用許可物件を第三者に転貸しないこと。ただし、フランチャイズ制を導入し、事前に本市の承認を得た場合はこの限りではない。

イ 物品等の搬入・搬出時間及び経路については、市職員の指示に従うこと。

ウ 喫茶室に係る苦情等については、運営事業者が責任を持って適切に対応すること。

エ 従業員の接遇研修を定期的実施し、常に良好なサービスの提供に努めること。

オ 使用料等納付の遅延時に対する延滞金を付す。

カ 運営事業者が施設に損害を与えた場合、本市に対し、その損害を賠償しなければならない。

キ 運営事業者が投じた有益費や修繕料を本市に請求できない。

ク 本市は使用許可物件に対する調査権や所要の報告を求め、必要に応じて改善指示ができる。

ケ 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は許可条件を変更することができる。この場合に使用者に損害が生じても、本市はその補償をしない。

(ア) 本市において許可物件を公用もしくは公共用に供する必要が生じたとき。

(イ) その他本市において必要があるとき。

(ウ) 使用者が許可条件に違反したとき。

コ 使用者は、使用期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちに許可物件を原状に回復しなければならない。

サ 条件遵守の誓約書の提出をすること。

## 6 費用負担等

(1) 広島市財産条例行政財産の使用料の積算方法による使用料。(原則、一括払い。ただし、これにより難しい場合にあっては、月分割払い可)

※使用料 年額 1, 890, 580円(令和8年度の額ですので、年度により金額が若干増減する場合があります。)

※使用期間が1年に満たないときは、その使用期間の使用料は、月割により計算する。この場合において、使用期間が1か月未満であるときは、その使用期間は1か月として計算する。

(2) 光熱水費(面積按分積算により実費相当額を毎月請求する。)

(3) 機械警備等の施設の管理に係る経費(面積按分計算により請求する。)

(4) 施設設備の維持管理、修繕、交換(蛍光灯の交換等)等

(5) 店舗内の清掃(空調機エアフィルターの清掃を含む。)、警備、廃棄物の処理及び害虫駆除等

(6) 専用の電話については、運営事業者で準備すること。(内線電話のみを利用する場合は、利用料が別途必要となる。)

(7) 出店にあたる初期整備費

## 7 参加資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しないものであること。
- (2) 応募時点で、広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (4) 応募時点で、過去3年間の営業販売に関して所管行政庁から食品衛生法又は各都道府県が定める条例の規定に基づき、営業許可の取消、営業の禁止又は営業の停止の行政処分を受けていないこと。

## 8 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
- (3) その他不正行為があった場合

## 9 提出書類

- (1) 応募申込書（様式1） 1部
- (2) 添付書類 各1部
  - ア 提案書（様式2）
  - イ 応募に係る誓約書（様式3）
  - ウ 商業登記事項証明書の履歴事項全部証明書の写し発行後3か月以内のもの
  - エ 定款（最新のもの）
  - オ 企業概要（会社パンフレット等）
  - カ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を完納していることを示す証明書（発行後、3か月以内のもの）
  - キ 経営状況を示す資料（損益計算書、貸借対照表、販売費および一般管理費内訳書、株式資本等変動計算書）（過去3か年分）登記事項証明書又は登記簿謄本

## 10 募集要綱等の書類の配付方法

募集要項及び応募申込書書等の書類は、広島市安芸区のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/akiku/>）のトップページの「まちづくり」→「その他」の「安芸区民文化センター喫茶室の運営事業者を募集します！」からダウンロードできます。

ただし、これにより難しい場合は、次により配付する。

- (1) 配付場所 前記4(1)イに同じ
- (2) 配付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日、8月6日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く）

## 11 募集要項に関する質問

- (1) 募集要項に関する質問がある場合は、次のとおり、質問書（様式4）を提出すること。
  - ア 提出場所及び問い合わせ先 前記4(1)イに同じ。
  - イ 提出方法 持参による。
- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する方法で回答します。
  - イ 閲覧場所 前記経営状況・収支計画4(1)イに同じ。

## 12 応募者の失格

下記のいずれかに該当する場合は、失格とする。なお、事業者に決定した後でもあっても、該当するに至った場合には、事業者としての資格を失うものとする。なお、これにより応募者（事業者）に損害又は損失が生じても、市はその賠償又は補償の責任を負わない。

- (1) 募集期間内に必要な書類を全て提出しなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- (3) 審査の公平を害する行為があった場合
- (4) 応募資格を満たしていない、又は満たさなくなったことが判明した場合
- (5) その他この要項に定める事項に反し、又は著しく社会的信用を失う行為等により、事業者としてふさわしくないと市が判断した場合

## 13 その他

- (1) 提出書類については、本市が依頼した場合を除き、提出後の追加及び変更は認めない。
- (2) 提出書類の作成に要する一切の費用については、提案申込者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。

## 14 問い合わせ先

〒736-8501

広島市安芸区船越南三丁目4番36号

広島市安芸区役所市民部地域起こし推進課

TEL：082-821-4905

FAX：082-822-8069

メールアドレス：ak-chiiki@city.hiroshima.lg.jp